

改正

只見町福祉施設等育成導入促進要綱

(目的)

第1条 町は、町民福祉の安定向上を目的として、事業者が福祉施設の設置及び福祉施策の充実を図るとき、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において助成し、便宜の供与をするものとする。ただし、町がその運営等に関わる福祉施設は対象外とする。

(対象)

第2条 本要綱の助成及び便宜の供与を受けることのできる福祉施設（以下「対象福祉施設等」という。）は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 認知症対応型共同生活介護施設
- (4) 小規模多機能型介護施設
- (5) 障がい者共同生活介護施設
- (6) 障がい者共同生活援助施設

(助成及び便宜供与の方法)

第3条 実施する助成及び便宜の供与の方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象福祉施設等関係用地の提供又はあつせん
- (2) 対象福祉施設等（建物）の助成、貸与又はあつせん
- (3) 対象福祉施設等設置奨励金を交付すること。
- (4) 介護従事者等の確保協力
- (5) 冬期交通の確保協力
- (6) 国、県又は他団体の権限に属する必要な措置についてあつせんすること。

2 前項第3号の福祉施設設置奨励金は、当該福祉施設の投下固定資産総額に課税される当該年度の固定資産税相当額を限度とし、土地のみの取得については対象外とする。

3 福祉施設設置奨励金の交付は、施設建設供用後固定資産税課税初年度を始期とし、交付の期間は次のとおりとする。

(1) 新設 5年間

(2) 増設及び移転 3年間

4 第1項第5号は、年度内に対象福祉施設等の除雪に要した経費の2分の1を助成する。

(助成及び便宜の供与の申請)

第4条 前2条の該当福祉施設等で助成及び便宜の供与を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業内容書（最近2期の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書）又は事業計画書

(2) 福祉施設用地平面図又は計画図

(3) 建物及び設備の配置図又は計画図

(4) 法人登記事項証明書及び定款

(5) 介護従事者等名簿又は計画書

(6) その他町長が必要と認める書類

(審査決定)

第5条 町長は、助成及び便宜の供与の申請があった場合は、必要に応じ当該申請に係る内容に関し、専門委員を委嘱しその意見を聞いて決定し申請者に通知する。

(決定の取消)

第6条 助成等措置の決定を受けたものが、次の各号の一に該当したときは、決定を取り消し、助成及び便宜の供与に要した費用に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請に虚偽の記載をしたとき。

(2) 事業等を開始しないか、あるいは努力を怠り、廃止又は休止したとき、若しくはこれらの状況にあると認められるとき。

(3) その他町長の指示に違反したとき。

(助成措置に関する事業報告書の提出)

第7条 助成等措置の適用を受けたものは、毎年度3月31日までに事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日訓令第24号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。